

【変更後】

地域密着型特別養護老人ホームたまゆの杜 利用料金表

令和6年6月1日 現在

(単位:円)

		金額	内容等
基本料金	要介護1	682/日	
	要介護2	753/日	
	要介護3	828/日	
	要介護4	901/日	
	要介護5	971/日	
業務継続計画未実施減算		▲3/100	感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供継続及び業務再開の計画策定の未実施の場合
高齢者虐待防止措置未実施減算		▲1/100	虐待の発生又はその再発を防止する為の委員会、指針整備、研修等の未実施の場合
協力医療機関連携加算(Ⅰ)		100/月(7年度より50/月)	①入所者等の急変時等において医師又は看護師が相談体制を確保している。②施設等から診療の求めがあった場合の診療の確保③入所者等が入院を要するときの入院の受け入れが出来る体制の確保 ①、②、③の要件を満たす場合
協力医療機関連携加算(Ⅱ)		5/月	上記以外の場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		10/月	新興感染症の発生時等の体制確保、協力医療機関等との連携、診療報酬における感染症対策向上加算に係る医療機関又は医師会が行う感染症対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加している場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		5/月	診療報酬における感染症対策向上加算に係る医療機関から3年に一回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		100/月	(Ⅰ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果がある・職員間の適切な役割分担・複数のIT機器の導入・1年以内毎に取組データの提出がなされている場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10/月	・利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行っている・IT機器を1つ以上導入・1年以内毎に1回、業務改善の取組データの提出がなされている場合
日常生活継続支援加算		46/日	6月間又は12月間における新規入所者の総数のうち要介護4・5の方が70%以上、介護福祉士が5名以上の場合
サービス提供強化加算(Ⅰ)		22/日	介護福祉士80%以上、勤続10年以上の介護福祉士35%以上のいずれかに該当
サービス提供強化加算(Ⅱ)		18/日	介護福祉士60%以上
サービス提供強化加算(Ⅲ)		6/日	介護福祉士50%以上、常勤職員70%以上、勤続7年以上30%以上のいずれかに該当
看護体制加算(Ⅰ)イ		12/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)イ		23/日	基準を上回る看護職員を配置し、医療機関への24時間連絡体制が確保されている場合
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ		46/日	夜勤を行う職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合
個別機能訓練加算(Ⅰ)		12/日	機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員と共同して計画を作成・実施している場合
個別機能訓練加算(Ⅱ)		20/月	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定しその内容等を厚生労働省提出し、活用した場合
個別機能訓練加算(Ⅲ)		20/月	個別機能訓練加算(Ⅱ)、口腔衛生(Ⅱ)、栄養マネジメント強化加算を算定し、入所者の口腔の健康状態、栄養状態に関する情報を相互に共有している場合
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100/月	通所リハ・訪問リハを実施している医療提供施設の医師や療法士等助言を受け個別機能訓練計画を作成等した場合。3月に一回を限度
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200/月、100/月	外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合、個別機能訓練加算を算定している場合は100/月
排せつ支援加算(Ⅰ)		10/月	医師又は医師と連携した看護師が入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し活用している場合。排せつ支援計画を作成し、3月に1回見直しを行い、支援を継続して実施していること。
排せつ支援加算(Ⅱ)		15/月	排せつ支援加算(Ⅰ)を算定しており、排便・排尿の状態の少なくとも一方が改善され、悪化がないこと。又は、おむつ使用ありからなしに改善していること。又は、尿道カテーテルが抜去されたこと
排せつ支援加算(Ⅲ)		20/月	排せつ支援加算(Ⅰ)を算定しており、排便・排尿の状態の少なくとも一方が改善され、悪化がないこと。かつ、おむつ使用ありからなしに改善していること。又は、尿道カテーテルが抜去されたこと
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		3/月	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し活用している場合。褥瘡ケア計画を作成し、3月に1回見直しを行い、定期的に状態を記録していること。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)を算定しており、評価の結果、当該褥瘡が治癒した場合、又は、褥瘡の発生がない場合
栄養マネジメントの未実施		▲14/日	栄養管理基準を満たさない場合
栄養マネジメント強化加算		11/日	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を実施し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合
ADL維持等加算(Ⅰ)		30/月	利用者等の総数が10人以上であり、利用者全員について6ヶ月後にADL値を測定し、厚生労働省提出し、活用すること。評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること
ADL維持等加算(Ⅱ)		60/月	加算(Ⅰ)の要件を満たすとともに、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること
自立支援促進加算		280/月	医師が自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行い、6ヶ月に1回は評価の見直しを行う。多職種で自立支援計画を策定し計画に従ってケアを実施。計画は3ヶ月に1回見直しを行い、評価の結果を厚生労働省に提出し、活用した場合
安全対策体制加算		20/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
安全管理体制未実施減算		▲5/日	事故発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
再入所時栄養連携加算		200/回	医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合
身体拘束廃止未実施減算		▲10%/日	身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合
経口維持加算(Ⅰ)		400/月	著しい摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者に実施した場合
経口維持加算(Ⅱ)		100/月	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者に実施した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		40/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、活用していること
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50/月	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)に加え、疾病の状況を厚生労働省に提出し、活用していること
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記利用料金合計に14.0%乗じた額	算定基準を満たした場合
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		上記利用料金合計に13.6%乗じた額	算定基準を満たした場合

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	上記利用料金合計に11.3%乗じた額	算定基準を満たした場合
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	上記利用料金合計に9.0%乗じた額	算定基準を満たした場合
居 住 費	2,006/日 (注1)	
食 費	1,445/日 (注2)	

※(注1)(注2)は、世帯の所得に応じて減額となる場合もあります。

利用者負担段階	居住費	食 費	預貯金要件	対 象 と な る 要 件 等
利用者負担第1段階の方	820/日	300/日	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方
利用者負担第2段階の方	820/日	390/日	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で年金収入額の合計が年間80万円以下の方
利用者負担第3段階①の方	1,310/日	650/日	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方
利用者負担第3段階②の方	1,310/日	1,360/日	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で年金収入額の合計が年間120万円超の方
利用者負担第4段階の方	2,006/日	1,445/日		上記1～3段階①②に該当しない方

上記以外の介護保険給付対象となるサービス利用料金 (介護職員処遇改善加算にも反映されます)

初期加算	30/日	入所日から起算して30日間算定
療養食加算	6/回	療養食を提供した場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3/日	認知症自立度Ⅲ以上の方が1/2以上入所 認知症研修修了者を配置している場合
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120/月	利用者の1/2以上で認知症に対応するチームでの取り組み
特別通院送迎加算	594/月	透析の入所者が月に12回以上の送迎を行った場合
外泊時費用	246/日	入院又は外泊した場合(月6日を限度)
退所時情報提供加算	250/回	医療機関へ退所する利用者等について、医療機関へ入所者等の同意を得て、心身等の情報を提供した場合
退所時栄養情報連携加算	70/回	医療機関へ栄養情報を提供
新興感染症等施設療養日	240/日	入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な感染症対策を行った上で該当するサービスを行った場合、1月に一回5日を限度とする。
在宅サービスを利用したときの費用	560/日	外泊時特養より在宅サービスを利用した場合、外泊時費用と併用不可。
看取り介護加算(Ⅰ)	72/日	死亡日以前31日以上45日以下
	144/日	死亡日以前4日以上30日以下
	680/日	死亡日の前日・前々日
	1,280/日	死亡日
看取り介護加算(Ⅱ)	72/日	死亡日以前31日以上45日以下
	144/日	死亡日以前4日以上30日以下
	780/日	死亡日の前日・前々日
	1,580/日	死亡日

※ 配置医師と協力機関医師の連携した場合

介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者負担となります(利用時のみご負担いただきます)

預託管理費	100/日	ご利用者の希望により、預金通帳・印鑑・年金証書等をお預かりし各種支払の代行を行ないます
理容代	2,000/回	施設にて理容をされた場合
電気代	100/日	1品持込につき

☆ レクリエーション、クラブ活動

ご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加した場合の材料費、入場料等の実費

☆ おやつ代-実費

※ 利用料金(基本料金及び各種加算額)は、自己負担割合が1割の場合について記載しています。各ご利用者の利用料金は、介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合に応じた金額となります。